

スポーツ団体ガバナンスコード

<中央競技団体向け>

令和元年 6 月 10 日



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

原則 5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。

(1) NF 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること

(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること

(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること

【求められる理由】

原則 4 で述べたとおり、コンプライアンスの実践は組織統治の基盤となるものであるが、違反事案を未然に防ぐためには、コンプライアンス委員会の設置等による組織体制の整備のみならず、NF に関わる全ての者がコンプライアンスに係る知識を身に付けるとともに、コンプライアンス意識を徹底することが不可欠である。

NF をめぐるコンプライアンス違反事案は、大別すると、不適切な経理処理を始めとする組織運営上の違反事案と、選手・指導者間、選手間等における暴力行為やハラメント、選手等による不正行為など、競技や指導の現場に近いところで発生する違反事案がある。

これらのコンプライアンス違反事案を効果的に防止するためには、NF の役職員に対しては、適切な組織運営の在り方やそのために必要な関係法令の理解等に重点を置いたコンプライアンス教育を行うことが求められる。また、選手及び指導者に対しては、スポーツの価値を体現する者としての心構えや倫理観の醸成、選手及び指導者のそれぞれが陥りがちな違反事案の防止に重点を置いたコンプライアンス教育を実施することが求められる。さらに、審判員に対しては、公平・公正・安全に競技を行うという選手の基本的な権利を守り、スポーツの価値を守るという重要な役割を担っていることを踏まえ、審判員としてのあるべき姿や心構え、不公正な判定の防止等について教育を実施することが求められる。

【補足説明】

(1) について

- ・ NF 役職員向けのコンプライアンス教育においては、例えば、以下のような内容を取り扱うことが考えられる。

① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」

という。)や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)等, NFに適用される関係法令及びガバナンスコードについて

- ② NFがその組織運営のために整備している各種規程(原則3参照)や統括団体が定める加盟要件等に係る規程について
 - ③ 不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について
 - ④ 代表選手選考の適切な実施について
 - ⑤ 大会運営, 強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
- ・ その際, ①については, 特に, 理事, 監事, 評議員等, 組織の意思決定に関わる役員等が, NFのガバナンス確保及びコンプライアンス強化における重要な職責を全うできるよう, それぞれの法令上の権限及び責任(理事会・評議員会・監事の権限, 善管注意義務, 問題発生時にとり得る法的手段等)について十分な理解が得られる内容とすることが望まれる。
 - ・ なお, ③の不正行為を防止するための教育においては, 不正行為がどのようなメカニズムで発生するのか, 不正行為を誘発する要因等についての理解を深めることも重要と考えられる(【なぜ不正行為が生じるのか】(30頁)を参照)。

(2) について

- ・ 選手・指導者向けのコンプライアンス教育を実施する際の前提として, 各NFにおいては, 当該スポーツを通じてどのような人間を育成するかについて明確にし, 目標として定めておくことが望まれる。
- ・ 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育においては, 例えば, 以下の内容を扱うことが考えられる。
 - ① 不正行為の防止について(ドーピング, 八百長行為等)
 - ② 人種, 信条, 性別, 性的指向及び性自認, 社会的身分等に基づく差別の禁止について
 - ③ 暴力行為, セクハラ, パワハラについて
 - ④ その他の違法行為について(未成年の飲酒・喫煙, 違法賭博, 交通違反・事故等)

⑤ SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会的勢力との交際問題を含む。）、社会常識について

- ・ コンプライアンス教育の企画・実施に当たっては、その類型や発生経緯の分析を行い、具体的な事例を取り上げるとともに、これらのコンプライアンス違反事案が選手又は指導者自身にもたらし得る重大な結果や関係者への多大な影響についても、十分に理解できるようにすることが望まれる。
- ・ なお、例えば、身体接触を伴う対人競技において、指導者が選手に対して必要以上の負荷をかけることが生じ得ることや、障害者スポーツにおいて、指導者やサポートスタッフが選手の競技面のみならず生活面も含めて様々な支援を行うという密接な関係性の中で、時として選手に対するハラスメントが発生することがあるなど、対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、陥りやすいコンプライアンス違反事案を取り上げるなどの工夫をすることが望まれる。

(3) について

- ・ 審判員に対するコンプライアンス教育については、例えば、審判員の養成講習等において、審判員はスポーツの価値を守るという重要な役割を担っていることの自覚を促し、審判員としてのあるべき姿や心構え、選手等に対する言動における注意事項、不公正な判定の防止等を取り扱うことが考えられる。

(1) ～ (3) 共通事項について

- ・ 研修の実施に当たっては、単なる講義形式だけではなく、学習者である役職員、選手、指導者等が能動的に学ぶことができるようなグループワーク等のアクティブラーニングの手法を取り入れた研修教育の実施が効果的であると考えられる。こうした手法により、様々な不祥事やトラブルに対する危機意識を醸成し、より具体的な解決方法を導く上で実践的な内容とすることが望まれる。
- ・ 対象スポーツを統括する団体として、都道府県協会、都道府県連盟といった地方組織、学生連盟や年代別の関係競技団体等の役職員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。

- ・ 研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成するに当たっては、弁護士等の有識者の意見を取り入れることにより、競技関係者のみでは見落としがちな観点を十分に踏まえ、役職員、選手及び指導者にとって分かりやすい内容とすることが望まれる。

【なぜ不正行為が生じるのか】

JSCにおいては、いわゆる「不正のトライアングル」の考え方を参考にした「スポーツ・コンプライアンス評価指標」を開発している。これは、「動機・プレッシャー」、「機会」、「正当化」の3つの要素がそろった時に不正が行われるリスクが高いとする考え方であり、JSCでは、スポーツ団体について、3つの要素別に下表のとおり整理している。

＜表：スポーツ団体の不正行為を誘発する要因のイメージ＞

不正行為を誘発する要素	説明	要因のイメージ
動機・プレッシャー	不正を実際に行う際の心理的なきっかけ	<ul style="list-style-type: none">・パフォーマンスに伸び悩んでいた/思うように選手のパフォーマンスを伸ばせていなかった・一人で処理しきれない量の業務を抱えていた・発生した問題を相談できる相手がいなかった
機会	不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態	<ul style="list-style-type: none">・特定の人物に権限が集中していた・特定現場/事務局の一部の人間が属人的に判断・意思決定する状況があった
正当化	不正を行おうとする者が良心を働かせないためにする理由付け	<ul style="list-style-type: none">・急な案件でどうにか対応せざるを得ない状況だった・「現場は特別」という雰囲気や土壌があった・「大事の前の小事」という甘い認識があった・以前からの慣習や伝統に従うのが通例となっていた

この3つの要素はそれぞれに連動し、不正行為のきっかけは、3つの要素のどこからでも生じ得る。例えば、「機会」があれば潜在的な「動機」を呼び起こし、自らの行為を「正当化」する。「動機」があれば、「機会」を探し、「正当化」しようとする。「正当化」された理由があれば「動機」が生まれ、「機会」を探し求める。

多くのNFは人的・財政的基盤が脆弱である一方で、国際大会等での競技成績が求められることなどから、本来的に「動機」や「プレッシャー」が生じやすい条件がある。NFにおいては、不正行為を効果的に防止するため、不正行為を誘発するリスクが生じていないかについて、自らの組織や競技・指導現場の状況等を定期的に点検するとともに、不正行為が「正当化」されないよう、コンプライアンス意識の徹底、浸透を図るための教育を継続的に実施することが極めて重要である。